

審査基準（公表用）

様式第3号

所管部（局）・課 教職員課

法令名	教育職員免許法	法令の番号	昭和24年法律第147号						
許認可等の種類	修了確認期限延期申請に基づく延期	根拠条項	(平成19年法律第98号)附則第2条第4項						
審査基準	<p>1 改正免許法（平成19年法律第98号）附則第2条第4項に規定する免許状更新講習を受けることができないことについて、佐賀県教育委員会（免許管理者）に申請し、延期の決定を受けなければならない。</p> <p>2 修了確認期限延期の審査は、次の事項について行う。</p> <p>(1) 佐賀県教育委員会が免許管理者となるべき者であること。</p> <p>(2) 修了確認期限の2か月前までに申請されたものであること。</p> <p>(3) 申請すべき免許状を所持していること。</p> <p>(4) 講習の受講義務が課せられている者であること。</p> <p>(5) 延期事由に該当していること。</p> <p>(6) 延期を希望する期間が当該延期事由に定められた期間の範囲内であること。</p>								
	受付機関	教職員課	処理機関	教職員課	交付機関	教職員課	標準処理期間	30日	目次
						標準経由期間		NO	